

<最低制限価格及び低入札調査基準価格について>

算定式は令和5年4月1日以降の式と変更ありません。

今回の変更は赤字部分のみです。

令和6年3月28日

島根県土木部技術管理課

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

WTO 対象工事の予定価格の変更について

令和6年4月1日以降入札公告・指名通知する工事が対象です。

1) WTO 対象以外の工事

計算式 = (① + ② + ③ + ④) * 1.10 (※1)

① 直接工事費の100%

② 共通仮設費の90%

③ 現場管理費の90%

④ 一般管理費等の70%

ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。

2) WTO 対象の工事 (※2)

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル (令和4年3月4日改正) に準拠する。

※1 消費税及び地方消費税の税率については、適宜、該当する税率に読み替えることができることとする。

※2 WTO 対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が**27億2千万円**以上の工事をいう。

なお、今後、この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

【補足事項】

●建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という)が含まれているため、次の通り運用する。

- ・計算式中の①直接工事費は、建築関連積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・計算式中の③現場管理費は、建築関連積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。